

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ⇨ 工事請負契約書を締結した場合の印紙税

**Q** : 当社は、(株)A商事の新社ビル建築工事を10億2,900万円(消費税込)で受注し、工事請負契約を締結しました。この場合、契約書に貼付する印紙税はいくらになりますか?

**A** : 契約書に消費税額が区分記載されていれば20万円、区分記載されていなければ40万円となります。

### 【解説】

印紙税は、課税文書の作成者に対し作成した課税文書について課される税金で、課税文書の作成者は、課税文書の契約金額に応じて定められた印紙税に相当する金額の印紙を、課税文書の作成の時までに、その課税文書に貼付して納付しなければなりません。

この場合、契約金額を消費税込の金額とするか消費税抜きの金額とするかで、印紙税額が大きく異なるケースがありますが、これについては、課税文書の契約金額に消費税額等の金額が区分記載されていれば、契約金額には消費税額等の金額を含めないでよいとされています。

つまり、ご質問の場合ですと、「請負金額9億8,000万円、消費税額4,900万円」と記載されている場合は、契約金額に消費税額等の金額を含めず、請負金額9億8,000万円に対する印紙税20万円を納付すればよく、「請負金額10億2,900万円(税込)」と記載されている場合は、消費税額等の金額を含めた請負金額10億2,900万円に対する印紙税40万円を納付しなければならないというわけです。

